

沼田川流域下水道 沼田川浄化センター

作業環境その他測定業務 特記仕様書

令和8・9年度

(公財) 広島県下水道公社 三原支所

1 業務名

沼田川流域下水道沼田川浄化センター 作業環境その他測定業務

2 業務場所

三原市円一町一丁目 2番1号 沼田川浄化センター

三原市沼田東町納所5 3番地1 沼田東中継ポンプ場

3 業務期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日迄とする。

4 業務目的

作業環境測定は、労働安全衛生法等に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するためのものであり、また悪臭測定では、浄化センター及び沼田東中継ポンプ場の脱臭処理前・処理後の悪臭物質、臭気濃度を測定し、悪臭状況とともに脱臭施設の効果を確認するものである。

5 一般事項

1 適用

この仕様書は、公益財団法人広島県下水道公社の発注する委託業務の実施に適用する。

2 用語の定義

- (1) 発注者とは、公益財団法人広島県下水道公社をいう。
- (2) 受注者とは、本業務の受託者をいう。
- (3) 施設管理担当者とは、施設等の管理に携わる者で、業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
- (4) 業務責任者とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者の責任者をいう。
- (5) 業務担当者とは、業務責任者の指揮により業務を実施する者で、現場における受注者の担当者をいう。

3 提出書類

No.	書類名	様式	部数	提出期限	備考
1	業務責任者等指名届 (業務担当者名簿とともに)	1 (1-2)	1	契約後速やかに	
2	業務計画表	2	2	同上	
3	作業環境測定機関登録書(写)	一	1	同上	
4	作業環境測定士登録書(写)	一	1	同上	
5	環境計量証明書 事業登録書(写)	一	1	同上	
6	環境計量士登録書(写)	一	1	同上	
7	臭気士免状(写)	一	1	同上	
8	作業日報	3	1	その都度	
9	業務報告書	4	1	実施後	
10	業務完了報告書	5	1	業務完了後10日以内	
11	再委託申請書	6	1	その都度	
12	業務写真(A4版)		1	実施後	
13	請求書	公社 様式	1	業務完了後速やかに	

4 業務報告書類の提出

- (1) 本業務の業務報告書類は、発注者が必要と認めた場合、2部提出する。
- (2) 業務報告書類には、試験成績表等必要書類をすべて網羅するとともに、目次及び業務概要並びに業務実施場所を記した配置図を添付する。
- (3) 業務報告書類はA4版ファイルを使用し、背表紙に実施年度、業務名、受託者名を記載する。

5 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要なものは、受注者の負担において整備する。
- (2) 業務の実施に必要な施設の電気・水道等の使用に係る費用は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。なお、使用にあたっては、極力節減に努めること。
- (3) 関係法令等に基づく官公庁その他の関係機関への必要な届出手続、検査手数料に関する事項については特記による。
- (4) 関係法令等に基づく官公庁その他の関係機関の検査又は契約書に定める検査を受検するに当たっては、その検査に必要な資機材、労務等を提供し、これに直接要する費用は受注者の負担とする。
- (5) 業務に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き受注者の負担とする。
- (6) 保守に必要な消耗品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。ただし、特記により発注者が支給するものと定めるものは除く。
- (7) 業務の清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。
- (8) 業務の報告書等の用紙及び消耗品は、受注者の負担とする。ただし、特記により発注者が支給するものと定めるものは除く。
- (9) 業務の性質上当然実施しなければならないもの及び軽微な事項で、契約図書に記載のない附帶的業務は、受注者の負担において行う。

6 現場作業の注意事項

- (1) 本業務の現場着手時には、工程表及び必要に応じて実施手順書類を提出し、施設管理担当者と十分な打ち合わせを行い、施設の運転に支障のないように実施するものとする。
- (2) 本業務の作業日及び作業時間は、原則として施設の通常勤務日、勤務時間内とする。
- (3) 天候の状況によっては、現場作業の中止、変更及び延期を申し出ることができる。
- (4) 受注者の責めに帰する理由により業務目的物、または既存の施設、器物に損害をあたえた場合は施設管理担当者の指示に従い、受注者の負担において原状に復旧するものとする。
- (5) 作業中に発生した塵芥等は、受注者の責任において処理するものとし、作業場所周辺は常に整理・整頓を心がけなければならない。

7 疑義の解釈

仕様書等において疑義を生じた場合、又は定めのない事項については、発注者・受注者が協議してこれを定める。

8 安全管理

受注者は、業務の実施にあたっては、常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法等遵守し作業員の安全を図らなければならない。

9 業務の立会（検査採取）

業務の実施には、原則として発注者の立会のもとに行わなければならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

6 特記事項

1 業務範囲

本業務は、下記のとおりとする。

(作業環境測定項目、測定場所、測定回数、試料採取日等)

測定項目	測定場所	測定箇所数	測定回数	箇所数計	試料採取日
有機溶剤 アセトン ノルマルヘキサン	中央試験室	6箇所	4回／2年	24	R8.7.2(木) R9.1.14(木) R9.7.1(木) R10.1.13(木)
	機器分析室	5箇所	4回／2年	20	
特定化学物質 砒素 マングン カドミウム クロム酸	水質試験室	6箇所	4回／2年	24	
	機器分析室	5箇所	4回／2年	20	
	滅菌室	6箇所	4回／2年	24	
	液体補修法による測定				

(悪臭物質測定項目、測定回数、試料採取日等)

測定項目	検体数	測定回数	総検体数	試料採取日
アンモニア	6検体／回	4回／2年	24	R8.7.6(月) R9.1.18(月) R9.7.5(月) R10.1.17(月)
メチルメルカプタン	6検体／回	4回／2年	24	
硫化水素	6検体／回	4回／2年	24	
硫化メチル	6検体／回	4回／2年	24	
二硫化メチル	6検体／回	4回／2年	24	
臭気濃度	6検体／回	4回／2年	24	

(悪臭物質試料採取場所)

- ・沈砂池ポンプ棟脱臭施設の処理前及び処理後の臭気
- ・汚泥処理棟脱臭施設の処理前及び処理後の臭気
- ・沼田東中継ポンプ場脱臭施設の処理前及び処理後の臭気

2 測定・分析方法及び定量下限値

(1) 測定・分析方法

(作業環境測定)

・原則として、測定は夏期及び冬期の年2回精密水質試験日（上記試料採取日）とし、測定方法は、A測定（気中有害物質濃度の平均的な状態を把握するための測定）を実施すること。

ただし、発注者の承認を受けた場合はこの限りではない。

・測定点については発注者と協議し、承認を受けること。

・塩素の測定方法は液体補修法による測定とする。

(悪臭物質測定)

・原則として、測定は夏期及び冬期年2回（上記試料採取日）とすること。ただし、発注者の承認を受けた場合はこの限りではない。

・昭和47年環境庁告示第9号及びJISによること。

(2) 定量下限値

項目	定量下限値 (mg/m ³)
アンモニア (ppm)	0.100
メチルメルカプタン (ppm)	0.0002
硫化水素 (ppm)	0.001
硫化メチル (ppm)	0.001
二硫化メチル (ppm)	0.001
臭気濃度	10

3 報告

(1) 報告書の様式は、あらかじめ発注者の承認を受けたものとする。（2回／年）

4 契約における特約事項

この契約は、当該契約に係る令和8年度収入支出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。